

令和7年6月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年6月10日（火）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数19名

出席者17名

1 番 山崎 清弘	2 番 田中 輝勇	3 番 鈴木 一弘	4 番 中嶋 正行
5 番 福嶋 隆	6 番 更井 寛司	8 番 谷口 浩司	9 番 坂本 隆英
10 番 瀧川 裕司	11 番 岡 潔	12 番 玉置 伸	13 番 上森 力
14 番 山本 敏夫	15 番 高田 幸安	16 番 川井 洋之	17 番 長嶺 博司
19 番 峯園 五郎			

欠席者 7 番 谷本 喜久 18 番 松本 平男

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 12 番 玉置 伸 13 番 上森 力

議長 長 皆さんこんにちは、田植えが済んで、ほっとする間もなく、梅の収穫、あるいは、スモモの収穫に至り、お忙しいことと思います。青梅の出荷をされている方は、商品が大変少ないので、ご苦労されているんじゃないかと思うんですけども、落ち梅の方は関係機関の情報では、大体20日から21日ぐらいがピークになるんじゃないかと言われております。そういう情報が先にあったんで、20日ぐらいから生理落下の梅を 野買いで買ってくれるので、僕のところも拾っておったんですけど、なかなか落ちなくて、「これ、大丈夫かな」と、ざっと見たら、大体何10トンは間違いなくあるんで、それを割り振っていったら、短期集中で来られたら大変やなと思いますながらやっていたら、一昨日ぐらいからようやくちょっとずつ落ちだして、これから、倍、倍、倍って行くんじゃないかと思うんですけど、短期決戦で体の方も悲鳴を上げるんじゃないかなと思います。落ち梅においても、A級が大変少ないような感じに今のところ思うんで、我々農家もそうなんですけども、梅を消費者に届ける製造業者、小売業者についても、商品がなかったら商売にならないということで、梅産業全体にあまり影響が出ないような、そういう風なことを、大変危惧しております。これから踏ん張りどころです。お体を大切にケアをされて、この農繁期をみんなとともに、無事に乗り切りたいと思います。それでは最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請からまとめて事務局の説明をお願いします。

農振課 稲垣 田辺農業振興地域整備計画変更申請について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は61㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は一般住宅です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は444㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は55㎡、地目は登記簿が畑、現況が宅地、他1筆、合計278㎡、申請の理由は一般住宅です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,145㎡、地目は登記簿、現況共に畑、他2筆、合計2,407㎡、申請の理由は農業用施設他

です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は85㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は墓地です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は86㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は墓地です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,594㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、除外7件、除外合計は4,955㎡、総計は4,955㎡です。

続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,086㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は367㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。3番〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は317㎡、地目は登記簿、現況共に田、他1筆、合計626㎡、申請の理由は太陽光発電施設です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は744㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は676㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は548㎡、地目は登記簿、現況共に田、他1筆、合計1,589㎡、申請の理由は太陽光発電施設です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外6件、除外合計は5,088㎡、総計は5,088㎡です。

続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は43㎡、地目は登記簿、現況共に畑、他7筆、合計3,711㎡、申請の理由は山林です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は288㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は山林です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は428㎡、地目は登記簿が田、現況が原野、他4筆、合計1,726㎡、申請の理由は宿泊用施設用地他です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は300㎡、地目は登記簿が田、現況が原野、申請の理由は宿泊用施設用地他です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外4件、除外合計は6,025㎡、総計は6,025㎡です。なお、今回説明させていただきました除外農地につきまして、地域計画区域内の農地については、現在、除外手続済みです。以上、合計17件につき、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員
議長

〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

はい、2番。

〇〇番 委員
議長

〇〇番〇〇です。相続で譲り受けたと聞いております。異議ありません。

はい、3番

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。一筆目の方が現況宅地になっているんで、おかしいなと思って聞いたんですけども、以前から倉庫の敷地の一部として利用していたということで、すでに宅地化しております。今回、息子の住宅を建てるにあたり、それが判明したので、併せて申請するものだと聞いております。異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現状、倉庫はあったんですけども、業務拡張のために、下の畑を、ハウスを含めた農業用施設に変更するとのこと。異議ありません。
議	長	はい、5番、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現在、〇〇地域の墓地というのが、急な所にあります。申請が出ている土地は県道に面した坂のないところなんです。この地域もお年寄りが増えてきて、大変だということで、低いところへ移動するということです。特に異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんは高齢になってきて、農作業は大変だということで、本申請に及んだと聞いております。特に異議ございません。
議	長	はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、7件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番から6番までお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請、6件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番、2番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、3番、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、4件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定について、事務局の説明をお願いします。
農振課	南山	それでは、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、636㎡、他1筆、合計1,608㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は

〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のレモン、全体で年間20,000円、口座払い、期間は令和7年8月1日から令和13年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、925㎡、他1筆、合計8,899㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇〇（持分2分の1）、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間30万円、口座払い、期間は令和7年8月1日から令和17年7月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、615㎡、他4筆、合計7,448㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,137㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間10,000円、口座払い、期間は令和7年8月1日から令和27年7月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、259㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日の新規です。合計5件、11筆、20,351㎡、貸し手5名、公社を通じて借り手5名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。本人高齢のため持ち分を減らしたいとの理由です。異議ありません。

議 長 はい、3番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは、70代後半で、みかんを主体に、手広く、梅も耕作をしております。今まで奥さんと二人でやってきておりますけども、40代ぐらいの息子さんが、最近勤めを辞めて就農されたので、この機会に経営面積を増やそうかということです。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の〇〇君は、前回の会議でも名前が挙がっていたと思うんですけども、新農協の青年部の支部の役員もされております。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇君は、以前、2反ほど借りており、この〇〇さんの田も、余って耕作放棄地となるような感じで残っているのを借りるということで、異議ございません。

議 長 はい、以上5件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転について事務局の説明をお願いします。

農振課 南山 それでは、所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字

〇〇〇〇、畑、3, 0 2 4 m²、他3筆、合計6, 2 2 3 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は2 2 0 万円、支払方法は口座払いです。合計1件、4筆、6, 2 2 3 m²、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、所有権移転について逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この件に関しましては、前々から出ております公社を通じての、2%の手数料を取ってという、田辺でも、和歌山県下でも初めての事案でないかということでございます。登記は公社の方でやっていただけるということで、対価は2 2 0 万円ということになってますけども、これの手数料が両名に4万4千円ずつ、8万8千円が生じてくるということです。本人さんとも話をさせてもらったんですけども、自分で3条申請や登記ができる方はいいけども、筆数も多くなって、手数料的なことを考えたときに、公社を通じた方が速いのかなあという、この方もいろいろ考えての結果だということで、何ら異議ございません。

議 長 はい、県下的にも初の案件でございます。こういう考え方があると、皆さん方も参考にさせていただきたいと思います。以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。稲垣君、南山君、ありがとうございました。

(農振課 稲垣 南山退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、7番谷本喜久委員さん、18番松本平男委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、12番玉置伸委員さん、13番上森力委員さんよりお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 4 5 9 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は4 7 9 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2 8 4 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5 2 3 m²、他1筆、合計5 7 8 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1 2 8 m²、他1筆、合計2 8 1 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人

は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は206㎡、他3筆、合計1,510㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は109㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は359㎡、他1筆、合計374㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんですが、お父さんから相続したということですが、〇〇〇〇に住んでいるため農業ができないということで、親戚の〇〇さんに買っていただいたということです。〇〇さんは、70代なのですが、後継者もございます。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番については、この人は大変農業に熱心な方で、贈与でもありますので異議ありません。4番、この方も農業に熱心な方ですので異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さん宅の近くにある畑を売買するということです。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは、お父さん、お母さんが〇〇在住であり、営農計画もあり、異議ありません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、以上8件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は570㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事業全体614.80㎡の内、梅干用ハウス2棟211.20㎡、駐車場等358.80㎡、

		合計 570㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年10月20日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地ですので、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。6月6日に、〇〇番〇〇委員さん、事務局2名とで現地調査を行って参りました。案件は、4条1件、5条2件の計3件です。それでは4条申請について説明します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約5km、現況は休耕畑です。転用内容は梅干用ハウス(2棟)、駐車場で、切土盛土はありません。排水等につきましては、雨水は自然浸透とすることです。隣接状況及び周囲への影響については、東側が県道、西側が水路と山林、南側が宅地、北側が畑と宅地となっております。同意書等関係書類については問題ありません。転用理由選定理由は、当該地に隣接する農業用倉庫との利便性も良いことから、梅干用ハウス用地として、転用するものです。特に周辺への影響はないと思われ、許可相当と判断いたします。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は341㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、58.79㎡、駐車場・庭園282.21㎡、合計341㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が畑、面積は414㎡、貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、98.50㎡、駐車場・庭園315.50㎡、合計414㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は道路、学校用地、住宅地に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。以上2

件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農地法第5条申請について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約500m、現況は休耕田で、道路より10cmないし20cm低くなっております。隣接状況及び周囲への影響については、東側と西側が宅地、南側は市道、北側は畑で梅の幼木が植わっており、同意があります。〇〇〇〇水利組合及び〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、譲渡人は相続により取得しましたが、県外在住のため、維持管理が困難となっていたところ、この度、親戚の譲受人との話がまとまり、住宅用地として転用するものです。転用内容は住宅・駐車場・庭園で、盛土して市道と同じ高さにするということです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、南側市道側溝、今は暗渠になっております。そこへ放流するとのこと。2番、申請場所は〇〇〇〇の南隣で、現況は梅畑で、梅の老木が15本ほどあって、既に収穫用のネットが地面に敷かれてありました。隣接状況及び周囲への影響については、東側は宅地、西側は梅畑で貸し人の所有地です。南側も梅畑で同意があります。わずかですけれども宅地がかかっています。北側は市道となっております。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、貸し人と借り人の関係は貸し人のお嬢さんが〇〇さんの奥さんで、借り人家族は、実家に近い住宅用地を探していたところ、この度、話がまとまり、転用するものです。30年間の使用貸借契約を設定します。転用内容は住宅・駐車場・庭園で、盛土50cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側市道側溝へ放流するとのこと。2件とも、転用に伴う周囲の農地への悪影響は特にないと判断します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで、異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同じく異議ございません。

議 長 はい、以上2件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は10,646㎡、売渡人は〇〇〇、成年後見人、〇〇〇〇（持分6分の3）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分6分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分6分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分6分の1）、買受

人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年5月10日、価格は600万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。

2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,484㎡、他1筆、合計2,529㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年5月19日、価格は250万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5月10日、〇〇さんの自宅で、〇〇委員、〇〇委員の3名と、当事者が集まりあっせんを行いましたところ、成立しましたので報告します。譲受人の〇〇さんについては、〇〇〇〇君、〇〇さん、〇〇君の従姉妹に当たります。〇〇君は〇〇〇〇でも梅とか豆を作っておられて、農業を熱心にされております。以上です。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3月のあっせん申出からちょっと時間がかかったんですけども、5月の19日に〇〇さん宅であっせんを行い、成立しました。希望金額どおりです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。5月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請5件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、土地対策課から案件がございますので、説明をお願いします。

土地対策課 堀口 地籍調査を担当しております土地対策課の堀口です。よろしくお願いいたします。土地対策課では、令和6年度事業としまして、新たに11地区の地籍調査事業を実施いたしました。地籍調査では、土地所有者またはその相続関係人等に現地立ち合いいただき、それぞれの土地の位置や筆界を確認していただいております。加えて、土地の形状等によりましては、所有者等の同意を得ました上で、地番の分筆や合筆といった処理も行っております。また、地籍調査事業の中では、現地立ち合いの際に、田辺市が主体となり、それぞれの土地の主たる利用目的を確認し、必要に応じて地目等の変更を実施しています。その中で、元々の登記地目が農地である土地の地目を変更する場合は、農地法と関連を鑑み、農業委員会に通知するように定められていることから、今回、農業委員会へ調査の結果を照会させていただきます。資料としまして、地区の一覧表を付けさせていただいております。田辺市稲成町の一部から始まりまして、本宮町曲川、檜葉の各一部ということで、11箇所の地籍調査を実施しております。2ページ以降は、横向きの表が添付されております。こちらにつきましては、令和6年

		度に地籍調査を実施した地域の中で、農地が関係する地目変更等を実施する予定の地番の一覧表となっております。表の左から土地の所在地番、字名、所有者の住所、氏名、地目、面積となっております。調査後の面積につきましては、まだ測量工程等の事務が行われていないため、空白となっておりますが、今後の進捗等によって新たな面積等が判明してくる形になっております。以上です。よろしくお願いいたします。
議	長	はい、ありがとうございます。かなりページ数が多いので筆数も多いんですけども、何日か前に送付していただいておりますので、ご自分の担当地区についてお目通しをいただいているかと思います。そのうえで、ご意見、ご質問ございませんか。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。田辺市の地籍調査の進捗率は大体どれくらいですか。
土地対策課	堀口	田辺市全体としては、まだ40%、ギリギリいかない程度になっております。
〇〇番	委員	地域で、全て終わっている地域は何箇所かあるんですか。
土地対策課	堀口	旧田辺市内であれば、ところどころほぼ100%終わっているような大字もございます。旧町村を含めると、進捗率は落ちるような感じになります。
〇〇番	委員	もし可能であれば、今度、また照会される時に、全て終わっているところは終わっていると、ざっとでいいんで約何%ぐらい残ってますと、手間をかけない程度で情報を入れていただければ大変ありがたいんですが。
土地対策課	堀口	大字単位で、地籍調査が終わっている地域を表示するような形でよろしいですか。
〇〇番	委員	どの地域がどれくらい残っているのか知れば一番ありがたいけど、それに関する手間とか時間とかを費やすんなら、細かいところまでいりませんので、ザクッとで結構です。
土地対策課	堀口	わかりました。検討させていただきます。
議	長	旧田辺市の方はかなり進んでいると思うんですけども、行政局管内は広いし山林とかが多いので、優先順位からしたら、人の住んでいるところから行うんで、行政局管内でも、山よりも人の住んでいるところを先にやると思うんです。予算の関係もあるし、予算がついても人員が伴わない等いろいろあると思うんで、何十年かかるかわからない状態のところもあるかもしれませんが、わかる範囲で、機会があれば、情報としていただけたらと思います。他にございませんか。それではお諮りいたします。只今の案件について、承認することとしてよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、異議なしとのことでございます。承認することに決定いたしました。土地対策課の堀口さん、ありがとうございました。
		(土地対策課 堀口退席)
議	長	それでは、事務局から報告をお願いします。
松平	係長	(令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明)
議	長	月末に送付させていただきますので、お目通しいただいていると思

		います。ご意見等ございましたら聞かせていただきたいんですが、いかがでしょうか。特にないようですので、この内容で承認させていただいてよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。次の説明をお願いします。
松平	係長	（地域計画に関するアンケート調査に対する協力をお願いについての内容等を説明）
議	長	私も、先日、スマホでコードを読んでやったんですけども、私はどっちかというとアナログ派なんですけど、簡単にできましたんで、難しいことではないんで、自分らがいろいろやってきたことをチェックするだけなんで、意見をかく欄もあるんですけども、簡単にできるんで、できたらご協力をお願いしたいと思います。もうすでに終わっている委員さんもいると思いますが、まだの委員さんについては13日までに、ご協力の方よろしくをお願いしたいと思います。他に何かございませんか。なければ、大変忙しい状態で、帰ってからもまだ作業をされる方もおられると思いますので、本日はこれで閉会したいと思います。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後〇〇時〇〇分終了